

第3次砥部町総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

砥部町では、第2次砥部町総合計画の計画期間が、令和9年度をもって終了することから、令和10年度から令和19年度までを計画期間とする第3次砥部町総合計画を策定する。

この計画の策定にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する質の高い事業者からの提案を審査し選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第3次砥部町総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

「第3次砥部町総合計画策定支援業務仕様書」のとおりとする。

(3) 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとする。

(4) 委託契約上限額

14,068,208円（消費税及び地方消費税含む）

3 日程

プロポーザルの全体の日程は、次のとおりとする。

公募開始	令和8年4月7日（火）
プロポーザル参加意向申出書の受付期間	公募開始から 令和8年4月24日（金） 17時まで
質問の受付期間	令和8年5月8日（金） 17時まで
質問への回答期限	令和8年5月13日（水）
参加資格確認結果通知書発送	令和8年5月13日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年5月22日（金） 17時まで
プレゼンテーション	令和8年6月3日（水） 予定
選定結果の通知発送	プレゼンテーション後3日以内
契約手続き	令和8年6月中旬頃

4 参加資格

提案書提出者に要求される参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度砥部町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 基準日（本公告日）において、過去10年以内に本町と同等もしくはそれ以上の人口を有する市町村が発注した市町村総合計画又はまち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務の受託実績を有していること。受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (3) 策定業務の履行にあたり、業務に関する技術上の一切の事項を遂行することができる能力と経験を有する業務担当者を配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約相手の特定の日まで、砥部町物品供給等入札参加資格停止措置規程（平成28年砥部町告示第11号）に規定する指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 砥部町暴力団排除条例（平成23年砥部町条例第16号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団員等でない者であること。
- (8) 実施要領の公表日からプロポーザル参加確認通知書発送の日までのいずれかの日において、本町から指名停止を受けていないこと。
- (9) 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (10) 本プロポーザル（提案書の作成及びプレゼンテーションの実施等）に関しては、参加申込者が実施すること。

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

参加を希望する者は、(1)の提出期限までに、(2)に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月24日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書（様式第1号） 1部

イ 添付書類

（ア） 会社概要（様式任意） 1部

（イ） 業務実績書（様式任意） 1部

・市町村総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する過去10年以内の業務実績

（ウ） 配置予定業務担当者調書（様式第9号） 1部

(3) 提出先

14の「提出先・問い合わせ先」のとおりとし、持参又は郵送により提出すること。なお、持参する場合は、土・日曜日を除く9時から17時までとし、郵送する場合は、期限必着とする。

6 参加資格の確認結果等通知

参加意向申込書を提出したのものには、令和8年5月13日までに参加資格の有無を参加資格確認結果通知書(様式第2号)により参加資格の有無を通知するとともに、資格を有する者に対し、プロポーザル提案書提出要請書(様式第3号)により提出を要請する。

7 質問の受付、回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問書(様式第6号)を提出すること。

(1) 提出方法

「提出先・問い合わせ先」のメールアドレスに電子メールで行うこと。

(2) 提出期間

令和8年5月8日(金)17時まで(必着)

(3) 回答方法

令和8年5月13日(水)までに参加資格を有するすべての者に対し、電子メールで通知する。

8 提案書の提出

参加資格確認結果通知書により参加を認められた者は、下記の要領により提案書を提出すること。なお、提案は1者につき1提案とする。

(1) 提出期限

令和8年5月22日(金)17時まで(必着)

(2) 提出書類

ア 提案書(様式第4号) 正本(要押印) 1部

(ア) A4版横書き両面印刷とし、表紙を含めて30頁以内とすること。

(イ) 提案書には、本計画の策定方針、業務スケジュールを必ず記載し、簡潔に作成すること。

イ 提案書の副本(社名の標示がないもの) 5部

ウ 正本の電子データ(DVD-R又はCD-R) 1部(PDF形式)

エ 経費見積書(様式第5号)

(3) 提出先

14の「提出先・問い合わせ先」のとおりとし、持参又は郵送により提出すること。

なお、持参する場合は、土・日曜日を除く9時から17時までとし、郵送する場合は、期限必着とする。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 次により提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、日程については、提案者へ電子メールで通知する。

ア 実施日 令和8年6月3日(水)

イ 実施場所 砥部町役場 2階 大会議室

ウ 出席者 3名まで

エ 提案の説明及びヒアリング 提案者あたり30分程度(質疑応答10分含む)

オ その他

・プレゼンテーションにパソコンやプロジェクター等を使用する場合は、提案者が準備するものとし、事前に申し出ること。

・ヒアリング等の順番は、提案書を受け付けた順番とする。

(2) 提案書の記載内容の確認

提案者は、提出した提案書の内容について、本町から質問を受けた場合は、その都度、指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、プレゼンテーションがオンラインになった場合は、町がweb会議室を準備し、入室方法を事前に提案者に電子メールで通知する。

10 評価

(1) 評価は、第3次砥部町総合計画策定支援業務事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要領に規定する審査委員会において行う。

(2) 評価値は、内容等に関する評価点(以下「内容点」という。)及び見積額に関する評価点(以下「価格点」という。)の合計点(最高値は「100点」とする)とする。

(3) 採点は、評価項目一覧表のとおりとし、提案評価については、次に掲げる表の評価値に応じた率を乗じ、価格点は(4)により行う。

A	特に優れている。	配点×1.0
B	優れている。	配点×0.8
C	普通である。	配点×0.6
D	一部改善の余地がある。	配点×0.4
E	改善の余地がある。	配点×0.2

評価項目一覧表

区分	評価項目	概要	配点
体裁	資料の正確性	資料等が分かりやすく、誤字脱字などないか。	5点
実施体制	体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	10点
	担当者	業務の主担当者が計画策定業務に関する十分な知識や経験を有しているか。	5点
事業実績	総合計画等の策定に係る実績	過去10年間に市町村から受注した総合計画等の実績からみて、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	5点
全般	計画支援全般	計画の特徴など基礎的な知識を有し、かつ本町の強みや課題を理解した提案となっているか。	5点
アンケート調査	調査票の内容	調査内容は、現状の課題や要望の把握だけでなく、新型コロナウイルス感染症など社会情勢を反映させる提案となっているか。	5点
	調査結果の計画への活用方法	得られた調査結果の活用方法は、計画への確に反映させられる内容となっているか。	5点
ワークショップ	ワークショップの内容	アンケート結果と町民の意見を効果的に施策に反映することができる手法の提案ができているか。	10点
策定業務	計画策定手順スケジュール	業務を遂行するにあたり、全体として無理のないスケジュールとして、妥当なものとなっているか。	5点
	計画策定ポイントの提案	DX、SDGs、新型コロナウイルス感染症の影響等を十分考慮した計画内容となっているか。	10点
	会議の運営	策定期間中に開催される審議会等への運営補助体制や提案内容は適切か。	5点
	構成及びデザイン	計画の本編・概要版ともに住民が理解しやすく、読みたくなるデザインやレイアウトを工夫しているか。	10点
プレゼンテーション	説得力	説明は分かりやすく、また理論的で説得力があるか。	5点
	取組姿勢	質問に対する回答は的確か。また、質問への対応に関し、積極的に取り組む意欲が感じられるか。	5点
価格点	最低見積額	価格点の上限×{1-(見積額-最低見積額)/見積限度額} ※小数点以下は切り捨てる。	10点
	当該見積額		
合計			100点

- (4) 価格点は見積額から算定し、その方法は次のとおりとする。
価格点＝価格点の上限（10点）× {1－（見積額－最低見積額）/見積限度額}
※最終計算結果において、小数点以下の端数は切り捨てる。
- ア 見積額は、当該提案者が提出した「経費見積書」の見積総額（消費税及び地方消費税含む。）とする。
- イ 最低見積額は、全提案者の中で最も低い見積額とする。
- ウ 見積限度額は、14,068,208円（消費税及び地方消費税含む。）とする。
- (5) 評価が同点となった場合の措置
審査委員会の委員による採点の合計が同点となった場合は、経費見積総額の低い者から順に順位を決定する。

11 契約相手の特定等

- (1) 審査委員会において、提案の評価などを総合的に判断し、一定の水準以上を満たした者の中で最も評価点が高いものを契約相手として特定する。
- (2) 選定結果については、プレゼンテーション後3日以内に自己の結果のみを結果通知書（様式第7号）により、各提案者に通知する。
- (3) 評価内容及び選定結果に対する問合せには応じない。

12 契約の締結等

- (1) 第3次砥部町総合計画策定支援業務の契約については、特定した契約相手と締結する。
- (2) 契約締結時期は、令和8年6月中旬を予定。
- (3) 契約相手が辞退又は特別な理由により契約相手と契約締結ができない場合は、順位付けをした契約相手の順に契約交渉をする。なお、契約を辞退したことにより、以後の競争入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

13 その他留意事項

- (1) 提案書の文言の表記については、可能な限り平易なものとする。
- (2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (3) 提出書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。
- (5) 町は、提出された提案書については、本プロポーザル以外で使用しない。
- (6) 提案書の提出期限後における書類の差換え及び提案書の再提出は認めない。
- (7) 本手続において提出した書類に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル参加意向申出書及び提案書を無効とする。

- (8) 配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、発注者の了承を得て変更することができる。
- (9) 参加者が1者であっても提案書の評価を行い、一定の水準を満たしていると判断した場合は、契約相手として特定する。
- (10) プロポーザル参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第8号)を提出すること。

14 提出先・問い合わせ先

〒791-2195

住所 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

砥部町企画財政課 担当 菊池 安修

電話：089-909-4670 E-mail：020kikaku@town.tobe.ehime.jp